育休代替任期付職員の募集について

札幌法務局では、下記のとおり育休職員の代替職員として、育休代替任期付職員 を募集します。

記

- 1 業務内容
 - (1) 訟務部における庶務的事務補助業務
 - (2) パソコンを使用したデータ入力・確認・修正業務
 - (3) 会議・研修等の資料作成、会同係補助
 - (4) 文書、図書類の管理
 - (5) その他職員の提示する業務
- 2 採用予定人数1名
- 3 勤務期間 令和8年1月1日~令和8年10月21日(予定)
- 4 勤務場所

札幌法務局訟務部

札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎2階

5 給与

月額183,500円~(採用前の学歴及び職歴によって決定) その他諸手当あり(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等)

- ※ 扶養手当、住居手当、通勤手当については、採用された日の属する月の翌 月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始します。
- ※ 通勤手当は、通勤距離2キロメートル以上から支給
- 6 採用形態、身分等

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)に基づき、 常勤の国家公務員として採用

(注) 国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。

7 勤務時間

原則 午前8時30分~午後5時15分 (休憩時間60分を含む。)

8 勤務日、休暇

月曜日から金曜日まで(祝日及び年末・年始を除く。) 年次休暇・特別休暇等あり

9 保険等

健康保険及び年金については、法令に基づき、任用期間に応じて法務省共済組合又は健康保険、厚生年金に加入。

10 応募資格

- (1) パソコン操作(一太郎、ワード、エクセル等)ができること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

- イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行 猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2 年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する 政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

11 応募方法

下記連絡先まで、履歴書(顔写真貼付)、職務経歴書及び作文(各1通)を令和7年12月3日(水)正午まで必着で送付又は持参してください。

なお、作文のテーマは「活気ある職場づくりのために心掛けるべきことは何か。」 としますので、適宜の様式に800字程度記載してください。

12 選考方法

(1) 書類選考の上、面接試験を実施します(書類選考不合格者に対しては、書類でその旨を通知します。あわせて、提出していただいた履歴書、職務経歴書及び作文を返却します。)

(2) 書類選考合格者に対しては、別途、面接試験の日時等を連絡します。

13 連絡先

T 0 6 0 - 0 8 0 8

札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎

札幌法務局職員課人事係 担当:北島

Tm 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (内線 2 1 1 6)

14 その他

履歴書については、市販の様式で構いませんが、業務上有用と思われる資格や 経験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報は、育休代替任期付職員採用手続の事務の 目的以外に利用することはありません。